

議第 7 8 号

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年呉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(保育の内容) 第 2 5 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(保育の内容) 第 2 5 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。